



産業廃棄物処理施設設置許可証

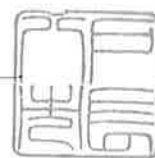
令和3年12月22日

岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

株式会社ミナミ 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

八戸市長 熊谷 雄



許可の年月日	令和3年12月22日	許可番号	R3-8の2-1
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 がれき類の破碎施設(移動式) 産業廃棄物の種類 がれき類		
設置場所	八戸市内一円(工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内に限る。)		
処理能力	2,936t/日(8時間稼動) 367t/時間		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(許可証の書換え状況)

○ 令和3年12月22日 設置許可 第R3-8の2-1号